

新規入職者に対する職業感染予防のための指針 (院内感染防止に係る対応について)

神戸市立医療センター中央市民病院
感染管理室

I. 指針

- 1、当院では職員全員の感染予防（うつさない）と健康の確保（もらわない）の一環として、患者と接触する可能性のある職員全員（協力法人職員含む）を対象に、必要なワクチン接種の徹底を行っている。
- 2、ワクチン接種及び抗体価検査が必要なウイルス感染症は麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎である。
- 3、職種ごとの対応は以下の通りである。

職種	対応
医師、歯科医師、看護師、助産師、准看護師、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、心理判定員、診療放射線技師、薬剤師、臨床工学技士、	・ワクチン接種歴、抗体価を抗体調査表に明記し、各種証明書を提出する。 ・ワクチン接種、抗体価検査が追加で必要な場合は入職までに自身で実施。
ナースエイド、救命士クラーク、院内保育士、事務職員、委託派遣職員、KMCP 協力法人	・ワクチン接種歴、抗体価がある場合はそれらを抗体調査表に明記し、各種証明書を提出する。 ・ワクチン接種、抗体価検査が追加で必要な場合は入職後実施。

- 3、基準については、一般財団法人日本環境感染学会『医療従事者のためのワクチンガイドライン（第5版）』に準拠し改訂を行った。
- 4、本指針および対応については、平成28年度入職者（平成28年4月1日）より適応を開始する。
- 5、入職後のワクチン接種及び抗体価検査は、職員への曝露リスク、発症による院内感染のリスクがある。リスクを最小限にする為、入職前の必要なワクチン接種・抗体価獲得により、職業感染予防を図る。
- 6、ワクチン接種禁忌者は、その旨を備考欄に記入する。

以上

最終更新：2026年3月